

# 第4回菊陽町協働の 仕組みづくり検討委員会



## 《第4期菊陽町総合計画》

将来像 「人・緑・元気 輝く 生活創造都市」

- パートナーシップによるまちづくり(基本方向)
  - ◎ 住民と行政が協働で創るまち(目指す町の姿)
    - 住民参加の推進(基本施策)

## 《第3次菊陽町行財政改革大綱》

- 住民と行政の協働による安心・安全のまちづくり
  - ◎ 公正の確保と透明性の向上
    - 住民等と行政間の情報の共有
    - 住民参画の推進

# 住民ワークショップ

理想とするまち

人口に関係なく活気のあるまち  
地域の人が気軽に集える施設があるまち  
安心・安全を実感できて、暮らしやすいまち

## 情報の共有

- ・住民は地域に関心を持ち積極的な情報発信
- ・町は地区懇談会、地区担当制などによる情報の収集やわかりやすい情報の発信

## 交流の場づくり

- ・住民はボランティア団体など活動組織を作り、町はその支援を行うこと
- ・住民を巻き込んだイベントの実施による交流の場を提供

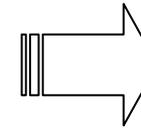
## 参加・参画の推進

- ・町は地域リーダーの育成に努める
- ・住民ワークショップ
- ・住民意見提案制度(パブリックコメント手続き)
- ・住民参加・参画を促すための基本的なルールづくりを住民とともに進める

# コミュニティ検討委員会

## 地域コミュニティの将来像

- ・自助、共助、公助を基本に相互扶助が根付いた地域コミュニティ
- ・地域内の情報、意見をまとめ地域課題の発見・解決していく地域コミュニティ
- ・地域の担い手の発掘・育成と多様な参加の機会を創出する地域コミュニティ
- ・地域の各種活動主体の連携を促し、創造的な関係を生み出す地域コミュニティ



地域コミュニティ  
協議会(仮称)の設立

## 地域コミュニティ活性化に向けての方策

### 情報の共有

- ・各種活動主体による積極的な情報発信
- ・行政による地域の情報収集、地域支援情報の発信

### 人材の発掘・育成

- ・各種研修(人材育成、自治会報作成など)
- ・交流会
- ・地域づくりアドバイザーの派遣

### 地域活動の活性化

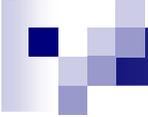
- ・自治会ハンドブックの配布
- ・コミュニティカルテの作成
- ・活動メニューの多様化、参加形態の弾力化
- ・コミュニティビジネス

### 地域活動支援

- ・補助金等各種支援制度の見直し
- ・地域の特性に応じた多面的な支援制度
- ・目的別補助金の一括交付
- ・ボランティアやNPO法人への支援
- ・各種活動主体のネットワークづくり
- ・地域コミュニティ支援窓口の設置
- ・地区担当職員による支援
- ・地域コミュニティ支援情報の整理

### 地域資源の活用

- ・コミュニティセンターや空き教室、空き店舗、遊休農地などの活用



# 職員プロジェクト

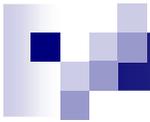
- ・「情報の共有」の実現こそ協働の仕組みをつくる基礎

つながり: 人と人などの多様な主体を結ぶための概念

コミュニケーション: つながりをもつとき、そのつながりの間にはコミュニケーションが生まれる

共有: コミュニケーションを行うときには、お互いの持つ情報や価値観の共有が必要

- ・情報共有するためには「場」という補助的な材料が必要。
- ・「場」とは「層」であり、「立場」であり「共同体」である
- ・地域社会や生活環境の変化とともに、従来の地縁的な共同体以上に共通のテーマをもった共同体のニーズが高まっている。(例: 子育てサークル)
- ・このように一人一人が異なる「場」に立脚した背景を持っていることなど、多様な「場」が求められている。「場」でのつながりを維持しながらコミュニケーションを図ることで、情報共有が可能となる。
- ・「場」を提供することと、同時に「場」をつなぎ、維持するためのツールが必要。
- ・情報を共有することによって、一つの「場」の話ではなく、多くの「場」のつながり、人々のコミュニケーションが促進され、地域社会における良好な互惠関係を構築する



◇町の構想(ビジョン)

○情報共有、参加・参画の推進、交流の場づくりの必要性

◇協働

○地区懇談会

○基本的なルールづくり

○地区担当制

- ・パブリックコメント手続き
- ・ワークショップ
- ・審議会
- ・意向調査
- ・公聴会
- ・説明会
- ・政策提案手続
- ・住民投票

◇情報共有

○地域コミュニティ協議会(仮称)

◇住民参加

○地域活動の活性化・支援

- ・自治会ハンドブック
- ・コミュニティカルテ
- ・活動メニューの多様化、参加形態の弾力化
- ・コミュニティビジネス
- ・各種補助金等制度の見直し

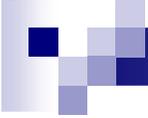
◇交流の場づくり

○地域資源の活用

- ・コミュニティセンターや空き教室、遊休農地などの活用  
→活動拠点、交流スペース

○人材の発掘、育成

- ・各種研修(人材育成、自治会報作成など)
- ・地域づくりアドバイザー



# パブリックコメント手続き

## 【概要】

- 広く町民にかかわりのある町の基本的な事業や施策等を定める過程において、その立案段階における町の考え方又は事業等の内容を広報紙・ホームページにより公表して、広く町民や事業者等から意見を募り、町は提案された意見等を考慮して最終的な計画等の案を策定するとともに、提出された意見に対する町の考え方や最終的な計画等の案を公表するもの。
- パブリックコメント手続きは公表した事業等の案に対する意見などを募集するもので、事業等についての賛否そのものを問うものではない。
- 同様の内容で多数の意見提出がなされたとしても、その数の多さ自体が、行政の意思決定における考慮要素になるとは限らない。また、たとえひとつの意見提出しかなくても、その意見の内容自体が、行政の意思決定における考慮要素になり得る。

## 【対象】

- 他の方法による住民参加手続きを行う場合を除く場合。
- 広い範囲の住民に影響が及ぶ事案について複数の方法で住民参加手続きを行う場合。

## パブリックコメント手続きの流れ

原案の策定: 町が計画や条例などの原案を策定



事前予告: パブリックコメント手続の実施を事前に広報やホームページで予告



公表と募集: 計画や条例の案を公表し、それに対する意見を住民から募集



30日以上

意見提出: ご意見を書面の持参、郵送、ファックス、電子メールで提出



検討: 町が提出された意見を個々に検討し、町の考え方をとりまとめる



最終案の決定: 町が提出された意見を考慮して計画や条例などの最終案を決定する



決定計画・条例の公表: 町が提出された意見の概要と町の考え方及び決定した計画・条例を公表する



議会提案: 議会の議決を要する条例等は議会へ提案する



政策決定: 町の政策として決定する

# 審議会等

## 【概要】

- 町の機関に置かれる合議制組織で、町の機関から依頼された特定の課題等について調停、審査、審議、調査等を行い、意見を述べるなどの役割を担うもの。
- ※菊陽町では「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を定めている。
  - ・住民に町政への参加を促進し、公正で透明な町政を推進するため。
  - ・委員の公募を積極的におこなう。
  - ・幅広い分野から適切な人材を選任する。
  - ・会議の公開・非公開を設置された附属機関等において決定するが、非公開情報を扱うなどの理由がない場合は公開とする。など

## 【対象】

- 行政活動の処理方針を決定する上で専門的な立場からの知見、判断等が必要と認められる場合。
- 行政活動の処理方針の決定内容について、その中立性及び客観性が特に強く求められる場合。
- 行政活動の対象となる事案について住民の中に相反する利害が存在し、利害関係者の話し合いによりその調整が求められる場合。

## 審議会等の流れ

審議会等の委員には、原則として公募の委員を含めるものとし、町の機関は、審議会等の内容や委員の任期、募集人数や応募方法などを公表して委員を募集する



委員として審議などに参加したい人は、町の機関の公表した応募方法により応募する。



町の機関は、男女比、年齢構成、地域構成、委員の在期数、他の審議会等の委員との兼職状況などに配慮して委員を選任し、委員の氏名、選任の区分や任期を公表する



町の機関は、審議会等の会議の開催日時や場所などの公表に努める



町の機関からの諮問に応じるなどにより、会長等が招集して審議会等の会議を開催し、委員は、政策等について審議などをする



町の機関は、審議会等の会議録を作成し、公表に努める



# ワークショップ

## 【概要】

- 参加者が自ら参加、体験し、具体的な作業を通して合意形成を図るなど、グループの相互作用の中で何かを学び合ったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。
- 自ら体験し、学習することで、自治の担い手を育てる手法。
- 誰もが参加でき、かつ声の大きい人の意見ばかりが通ることがないため、参加者全員の満足度が高い。行政と住民が同じ土俵で話し合うことができ、住民の信頼感を得やすい。
- 参加者からすれば、自分たちの意見やアイデアを計画や施設づくりに活かすことができるため、計画策定後もしくは施設整備後の運営を円滑に進めることが可能となる。

## 【対象】

- 課題、問題点等の抽出と選択を通して、複数の住民との一定の合意形成を図る必要が有る場合。



# 意向調査

## 【概要】

- アンケート調査。
- インターネットや郵送、直接対話などの方法と費用や回収率、質問数、調査期間などを考慮し、調査内容に合った調査手法で行う。
- 住民から意向調査を求めることができる。
- 調査の目的(各種行政計画策定の目的等)を周知することなどにより、広報的な機能を持たせることも可能。

## 【対象】

- 町政の重要な施策や課題について、住民の意向を知る必要がある場合。



# 公聴会

## 【概要】

- 公開の場所で、所定の方法により、特定の行政活動について口頭で意見を表明するものであり、一同に集まってもらっている関係者に説明ができる。

## 【対象】

- 町の事業等の原案に対して反対意見又は賛否の意見が存在する場合。
- 町の事業等を決定するにあたり、上記の意見を主張するものから、意見の趣旨などを直接聴く必要がある場合。
- 意見を聴く過程を広く住民に周知する必要がある場合。



## 公聴会

市の機関は、公聴会の開催日時や場所、政策等の案や案に関する資料、公聴会で意見を述べようとする場合の意見の提出方法や提出期間などを公表する



公聴会で意見を述べたい人は、書面などにより意見を提出する



市の機関は、公聴会で意見を述べる人(公述人)を決定する



公述人は、公聴会で意見を述べる



市の機関は、公聴会が終結したときは、必要に応じ公聴会の記録を公表する



# 説明会

## 【概要】

- 課題、問題点等の説明を行い、住民と行政及び住民同士の自由な意見交換を目的とする集まり。
- 全住民を対象にしたり、地権者などの利害関係者や特定地域の住民を対象にするなど目的によって範囲を決めることができる。
- 一同に集まってもらっている関係者に説明ができ、かつ、関係者から意見を聴取することができる。関係者である出席者は、説明を受け、意見を述べるだけで良いので参加しやすい方法。

## 【対象】

- 課題、問題点等の説明を通して、複数の住民の意見等を収集する必要がある場合。



# 政策提案手続

## 【概要】

- 住民が自発的に政策の案を提案し、または町が住民に政策の提案を求め、求めに応じて住民が提案したものに対して、行政が調査研究し、その政策を実施するか否かの検討を行なった結果を、公表する一連の手続のこと。住民参加の方法の中で住民が自発的に行なう参加の方法。
- 提案する政策とは、町の仕事について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な方策のことで、単なる意見や要望ではなく、広く住民のためになり、町の将来や町全体の利益を考えた建設的な内容であることが求められる。

## 【対象】

- 住民が主体となるまちづくりを推進するため。

## 政策提案制度の流れ

### ①町民から自発的に提案する場合

〇〇歳以上の町内に住所のある人が〇〇人以上で、政策等の案を添えて提案する



町の機関は、提案された政策等について総合的かつ多面的に検討する



町の機関は、検討結果とその理由を提案した人(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、公表する

### ②町の機関から提案を求める場合

町の機関は、提案を求める政策等の目的や提案できる人の範囲、提案の方法などを公表して政策等の提案を求める



提案のある人は、町の機関の公表した提案の方法により提案する



町の機関は、提案された政策等について総合的かつ多面的に検討する



町の機関は、検討結果とその理由を提案した人(代表者がいるときは、その代表者)に通知し、公表する



# 住民投票

## 【概要】

- 住民のうち一定の資格を持つ人の投票により、民意を反映させる手法。
- 住民参画を促進するための手段として、情報公開の促進、意見公募制度の整備、審議会等への公募委員の活用等に取り組むことが基本であり、住民投票はあくまで最終的な手段として活用すべきもの。

## 【対象】

- 住民の意見が二分されるような町政運営上特に重要な事項がある場合。



## 住民投票の流れ

住民の直接請求、首長、議会の条例提案



議会で審議



議会で住民投票条例可決



住民投票



# 条例フレームの検討

- ◇町の構想(ビジョン)
- ◇協働
- ◇情報共有
- ◇住民参加(理念・具体的手続)
- ◇交流の場づくり(コミュニティ)

例)

- ①町の構想＋協働＋情報共有＋住民参加(理念)
- ②町の構想＋協働＋情報共有＋住民参加(理念・具体的手続)
- ③町の構想＋協働＋情報共有＋住民参加(理念)＋交流の場づくり
- ④町の構想＋協働＋情報共有＋住民参加(理念・具体的手続)＋交流の場づくり